

常任委員会

第41号議案・選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から第44号議案・白石市道路線の認定についてまでの計4議案について、定例会第二日（6月13日）の本会議で質疑が行われた後、所管の常任委員会に審査が付託されました。

審査の中で論議された主な点は次のとおりです。

総務財政常任委員会

◎第41号議案・選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

〔質疑〕選挙長等の報酬日額を改正する根拠について伺いたい。

〔答弁〕公務員給与の改定等により、時間あたりの単価が下がっているため、報酬等についても全体的な見直しが必要であったものである。

〔質疑〕当市においては電子投票を導入し、他の自治体と比較して短時間で選挙事務が終了するが、その整合性をどう捉えているか伺いたい。

〔答弁〕当市の報酬は、日額で定めているため、選挙長等の選挙事務に従事する時間の長短にかかわらず、同額である。

教育民生常任委員会

◎第42号議案・白石市中心障害児通園施設条例の一部を改正する条例

〔質疑〕ひこうせんに通園することを許可された方々は全員、使用料の減免規定が適用されるのか伺いたい。

〔答弁〕本年5月末現在で母子通園2名、学童レスパイト6名の合計8名の通園者がい

るが、全員減免規定の項目に該当する。

〔質疑〕通園者の中に減免申請が該当しないようなことがあるとすれば、どのような場合が想定されるのか伺いたい。

〔答弁〕母子通園を想定しての通園施設であるが、障害児の一時預かりの場合は条例第五条第三項の「市長が特別の事情があると認めるもの」に該当する。

〔質疑〕減免申請書の提出にあたっては通園者や保護者に説明会等の開催をするのか伺いたい。

〔答弁〕今回の制度改正は、障害者自立支援法の改正に伴っての条例改正であるが、申請書の提出にあたっては保護者に十分説明をしたい。

〔質疑〕今回の改正に伴って使用料の負担が発生し、負担額が減免対象になると思うが、どの位の額になるのか伺いたい。

〔答弁〕4月分は、1万8千3百15円、5月分は、2万2千85円と試算している。

第43号議案・白石市交通安全対策会議案の一部を改正する条例

〔質疑〕交通安全対策会議は毎年定期的に開催しているのか伺いたい。

〔答弁〕定期的には開催していない。

交通安全五ヶ年計画を策定する際に会議を開催しており、5年に一回の開催である。直近の開催は今年の3月16日だった。

建設産業常任委員会

◎第44号議案・白石市道路線の認定について

〔質疑〕若林団地の分譲開始から二十数年の歳月を経て市道の認定がなされた理由について伺いたい。

〔答弁〕道路敷地としての寄附申し出は、平成8年頃からあったが、当該敷地は宅地と道路敷地との境界が、登記上明確ではなかったことから、平成16年度の国土調査の結果による分筆登記を待ち、当該道路敷地所有者からの寄付手続を行い、本年2月に完了し

たものである。

〔質疑〕道路敷地内にある水道管の所有権は市に移転されているのか伺いたい

〔答弁〕平成9年2月7日付けで、市に所有権が移転されている。



新たに認定された若林団地の市道

〔質疑〕市道に認定する基準について伺いたい。

〔答弁〕幅員が4m以上で、道路の起点及び終点が国道又は県道、市道等の公道に接していること等が条件となり、本件道路敷地はこれら条件を満たしているものである。

また、市道路線の認定を行うことにより、住宅及び宅地を取得する際に担保価値が上昇し、金融機関の融資を受けやすくなることになり、住宅建設が促進され、4万人都市復活大作戦の掲げる人口の増加に結びつくと考えられる。